

2 鉄道事業法61条ただし書における事務の現状

鉄道事業法に基づく鉄道

- **原則**として**道路への敷設禁止**（鉄道事業法61条本文） ※いわゆる鉄道(JR・各私鉄等)
- **例外**として、**道路敷地**に**縦断敷設**(地下鉄等)するため、鉄道事業法61条ただし書による**国土交通大臣の許可**を受ければ、**道路占用**が可能となる。
⇒国土交通大臣の許可申請に当たっては、知事が関係道路管理者の意見を聴取し、
➤ 自らの意見を付して進達

政令市内における事務の問題点

- 軌道と同様、道路を管理していない**知事**に対し、鉄道事業者は敷設の説明が必要
- 管理道路のない**知事**が、関係道路管理者(**国及び政令市**)の**意見を集約**し、道路敷地への敷設についての自らの意見を付すことは**非効率**

∴ 政令市が処理する方がメリットが多い

3-① 本県の軌道(参考)

北九州モノレール

商号：北九州高速鉄道株式会社 ※株主は北九州市

設立：昭和51年7月31日

路線名：北九州モノレール小倉線

事業特許：昭和51年12月6日

工事着手：昭和53年10月20日

開業：昭和60年1月9日 小倉(現平和通)～企救丘
平成10年4月1日 小倉～平和通

区間：自 小倉(北九州市小倉北区浅野)
至 企救丘(北九州市小倉南区企救丘)

営業キロ：8.8 km

敷設：県道36号(市)～県道266号(市)～国道3号(国)
～国道10号(国)～市道～国道322号(市)～市道

【直近3年度の知事認可状況】

H28 0件

H29 2件 落橋防止工の施工、停留場トイレ改修

H30 4件 列車無線装置の更新、変電所設備の更新
車両設計の変更、駐車場の形状変更

※認可に当たっては、各道路管理者(国・北九州市)と個別に
事前協議が完了しているか、申請者に確認の上、九州地方
運輸局に逐一確認しながら審査を行っているのが実情



3-② 本県の該当鉄道(参考)



福岡市高速鉄道(福岡市営地下鉄)

路線名	区間	営業キロ	事業免許	工事着手	開業	主な敷設道路
空港線(1号線)	姪浜～福岡空港	13.1km	S49.8.22	S50.11.12	S56.7.26(一部)	国道3号、県道43号、 県道555号、市道 ほか
箱崎線(2号線)	中洲川端～貝塚	4.7km			S57.4.20(一部)	県道21号、県道607号、 市道 ほか
七隈線(3号線)	橋本～天神南	12.0km	H7.6.7	H8.1.22	H17.2.3(一部)	国道202号、県道602号、 市道 ほか

※七隈線(3号線)は、天神南～博多(仮称)の2022年度の開業を目指し延伸中

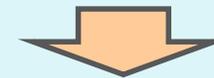


【直近の知事経由事務受理状況】

H24.4.9 3号線延伸許可申請受理

H26.6.30 更新許可申請(1～3号線)受理

※ 進達に際し、県で関係道路管理者の意見集約を行うが、実務上は、事前に鉄道事業者に各道路管理者(国及び市道路部局)と直接協議を行うよう求めているのが実情



政令市内での敷設であっても、道路を管理しない知事への説明・申請提出が必要であり、鉄道事業者・県双方にとって非効率な状況